

議案第 41 号

日野町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を別紙のとおり改正する。

令和元年 6 月 11 日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和元年5月15日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

投票管理者、投票立会人、期日前投票所の投票管理者、開票管理者及び選挙長の報酬について、それぞれ200円引き上げる。

期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬について、それぞれ100円引き上げる。

3 附則

公布の日から施行する。

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年日野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)報酬		別表(第2条関係)報酬	
職名	報酬額	職名	報酬額
略		略	
選挙管理委員会委員	略	選挙管理委員会委員	略
投票管理者	〃 <u>12,800円</u>	投票管理者	〃 <u>12,600円</u>
投票立会人	〃 <u>10,900円</u>	投票立会人	〃 <u>10,700円</u>
期日前投票所の投票管理者	〃 <u>11,300円</u>	期日前投票所の投票管理者	〃 <u>11,100円</u>
期日前投票所の投票立会人	〃 <u>9,600円</u>	期日前投票所の投票立会人	〃 <u>9,500円</u>
開票管理者	〃 <u>10,800円</u>	開票管理者	〃 <u>10,600円</u>
開票立会人	〃 <u>8,900円</u>	開票立会人	〃 <u>8,800円</u>
選挙長	〃 <u>10,800円</u>	選挙長	〃 <u>10,600円</u>
選挙立会人	〃 <u>8,900円</u>	選挙立会人	〃 <u>8,800円</u>
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。